

News Release

## 「運用管理費用(信託報酬)等に関する考え方」の 公表について

2017年3月29日

明治安田アセットマネジメント株式会社では、お客さまの大切な資産を運用する受託者としての責務を全うするため、2016年6月に「フィデューシャリー・デューティー取組方針」を策定いたしました。その取組方針の一つ「商品品質向上への取り組み」に則り、この度「運用管理費用(信託報酬)等に関する考え方」を公表いたします。

資産運用サービスをご提供させていただく際に発生する費用は、運用収益を低下させる項目であるため、提供されるサービスに見合った適正な水準である必要があります。お客さまにご負担いただく費用についてより一層のご理解をいただくための取り組みは、お客さまからの信頼感の獲得につながるものと考えております。

弊社では、今後も運用管理費用(信託報酬)について合理的な水準を追求し、お客さまの満足度の向上に努めてまいります。

### 【内容】

- 投資信託の購入から売却までに要する費用について
- 運用管理費用(信託報酬)等の水準に関する基本的な考え方
- 運用管理費用(信託報酬)等の水準のイメージ図

## 投資信託に係る購入から売却までに要する費用について

お客さまが投資信託を購入される場合、各種費用をご負担いただくこととなりますが、主な費用およびその対価となる各関係者の主な提供サービス内容は下記の通りです。

	【購入時】	【保有時】	【換金時】*
	購入時手数料	運用管理費用 (信託報酬)	信託財産留保額
			→ 時間

  

	購入時	保有時	換金時	
販売会社	購入時手数料 ・商品説明等	運用管理費用(信託報酬)	信託財産留保額 ・受益者間の公平性の確保	
委託会社	-			販売会社報酬 ・運用報告書等各種書類の送付 ・口座内でのファンドの管理(分配金や売却代金の支払い、徴税関連事務等) ・情報提供
受託会社	-			委託会社報酬 ・信託財産の運用 ・基準価額の算出 ・開示書類(目論見書、運用報告書等)の作成
			受託会社報酬 ・信託財産の管理 ・委託会社からの指図の実行	

### 【購入時】

購入時手数料は、投資信託を購入される際に一括で販売会社にお支払いいただくものです。購入時手数料が不要な投資信託もあります。

### 【保有時】

運用管理費用(信託報酬)は、あらかじめ定められた報酬率で日々計算され、投資信託財産から引き落とされ、既定の割合で販売会社、委託会社、受託会社に配分されます。

### 【換金時】

信託財産留保額は、信託期間の途中で換金する場合、運用の安定性を高めるとともに受益者間の公平性を図るために、投資信託を解約するお客さまに一定割合の費用をご負担いただくものです。これは、委託会社に支払われるものではなく、信託財産中に留保されるものです。信託財産留保額が不要なものや保有期間によって低減するもの等、さまざまなものがあります。

\* 信託財産留保額とは別に、投資信託によっては、購入時手数料をいただかず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。

なお、これら費用の他にも、投資信託の監査費用、有価証券等売買時の売買委託手数料や保管銀行に支払う保管費用等もありますので、詳細は各投資信託の目論見書をご確認ください。

## 運用管理費用(信託報酬)、信託財産留保額の水準に関する基本的な考え方

運用管理費用(信託報酬)の水準は、一般的に以下の要因によって変動します。

□ 運用管理費用(信託報酬)の水準を決定する主な要因

[ 運用手法 ]

インデックス運用(市場指数に連動した運用収益を目指す運用)よりアクティブ運用(市場指数を上回る運用収益を目指す運用)のほうが、調査、分析等に要する費用が大きいため、運用管理費用(信託報酬)の水準を高く設定しています。

[ 運用対象 ]

国内資産より外国資産のほうが、内外債券より内外株式のほうが、先進国より新興国のほうが、単一資産より複数資産のほうが、情報入手や調査、分析、リスク管理等に要する費用が大きいため、運用管理費用(信託報酬)の水準を高く設定しています。

[ 運用形態 ]

弊社が直接運用する場合と比較し、ファンド・オブ・ファンズ方式では弊社の設定している信託報酬とは別に、組入れているファンドにおいて運用報酬や管理費用が発生しているため、信託報酬の水準を高く設定しています。ただし、ETF(上場投資信託)等に投資するファンド・オブ・ファンズ方式では、運用管理費用(信託報酬)の水準を低く設定する場合があります。

※運用管理費用(信託報酬)の変動要因は、上記に限りません。

信託財産留保額の水準は、一般的に以下の要因によって変動します。

□ 信託財産留保額の水準を決定する要因(事例)

[ 運用対象 ]

大型・中型株式より小型株式(新興市場)のほうが、売買時における市場の流動性が低く、組入銘柄を期待する価格で売却できない可能性があるため、信託財産留保額の水準を高く設定しています。

※信託財産留保額の変動要因は、上記に限りません。

運用管理費用(信託報酬)の水準のイメージ、信託財産留保額の水準のイメージは次頁をご参照ください。

弊社は、これら様々な要因を考慮しながら、運用管理費用(信託報酬)や信託財産留保額の水準を決定してまいります。

□ 運用管理費用(信託報酬)の水準のイメージ

			運用管理費用(信託報酬)の水準 (イメージ)
主な決定要因	運用手法	アクティブ運用	●————→ 高
		インデックス運用	●————→ 低
	運用対象	外国資産	●————→ 高
		国内資産	●————→ 低
		内外株式	●————→ 高
		内外債券	●————→ 低
		新興国	●————→ 高
		先進国	●————→ 低
		複数資産	●————→ 高
		単一資産	●————→ 低
運用形態	ファンド・オブ・ファンズ方式	●————→ 高	
	ファミリー・ファンド方式	●————→ 低	

※上記はあくまでも運用管理費用(信託報酬)の一般的な傾向をイメージしたものであり、必ずしも上記の通りにならない場合があります。また、運用管理費用(信託報酬)の変動要因は、上記に限りません。

□ 信託財産留保額の水準のイメージ

			信託財産留保額の水準 (イメージ)
決定要因(事例)	運用対象	小型株式(新興市場)	●————→ 高
		大型・中型株式	●————→ 低

※上記はあくまでも信託財産留保額における一つの事例をイメージしたものであり、全てを説明したのではなく必ずしも上記の通りにならない場合があります。また、信託財産留保額の変動要因は、上記に限りません。

以上